

2 8 陳 情 第 2 5 号	純粹に新宿区役所庁舎等における区旗及び国旗の掲揚並びにこれに対する敬礼を求める陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 8 年 6 月 1 日 受 理、平成 2 8 年 6 月 1 0 日 付 託
陳 情 者	埼玉県北葛飾郡杉戸町————— —————

(要 旨)

下記事項の実現へ向け、区及び関係機関へ働きかけられたい。

- 1 新宿区役所庁舎及び出先機関等において、区旗及び国旗を掲揚すること。(但し、これを模した図画等の掲示等でも良い。)
- 2 1 にあたり、区旗と国旗を近くに配置すること。
- 3 1 にあたり、区旗と国旗の大きさ等の様態その他の処遇に著しい差異が出ないように配慮すること。特に区旗が国旗よりも著しく小さくならないようにすること。
- 4 年明け及び年度初めの区長訓示において、区旗及び国旗に向かって一同起立及び敬礼すること。
- 5 4 にあたり、傷病・障がい者及び妊婦その他の身体的事由のある者においては、着席の会釈等の代替行為を認めること。
- 6 5 の該当者にあつては、周囲が積極的に配慮し、起立及び敬礼をしないことによる不利な扱いをしないこと。

(理 由)

- 1 国旗は、平和主義、民主主義及び人権擁護その他法の下での平等の象徴であり、日本国憲法の趣旨を表現したものであります。
- 2 現在、日本国憲法の解釈及び改正にあたり、数他の国民が同士討ちを行っており、互いに忌まわしき呪いの語句を浴びせ合い、多くの見えない心の血が流され続け、母なる大地で足掻きこれを汚しております。これは、とてもとても、悲しいことです。
- 3 十人十色、人それぞれ思想及び解釈は異なりますが、皆、平和で平等な処遇を成す社会を望んでいることに違いはありません。
- 4 今一度、日本国憲法が普遍に規定する趣旨に立ち返り、その精神に則った建設的・平和的な議論を展開すべくものと思料されます。
- 5 そのためにも、庁舎等の主要な会議室等に区旗とともに国旗を近くして掲げ、年明け及び年度初めの区長訓示において一同が起立し、これに敬礼すべきでしょう。
- 6 一方、身体的事由のある者については、周囲が配慮し、起立及び敬礼をしないことによる不利な扱いをしてはなりません。
- 7 また、区旗と国旗の大きさ等の処遇は平等にせねばなりません。

- 8 国旗の日の丸は膨張色につき目の錯覚により実際よりも大きめに見えるので、区旗よりも若干小さめが丁度良いでしょう。現に、囲碁の碁石は、黒よりも白の方が若干小さめであります。(黒の直径が 22.2mm、白のは 21.9mm。)
- 9 そもそも陳情者は、国と地方公共団体の関係及び都道府県と区市町村の関係は対等であると思料します。そして、法令でもそのように定義されております。
- 10 前回、多くの地方議会へ市旗、都旗及び国旗の総ての掲揚等を求める陳情を出しましたが、これについて、東京都武蔵野市議会の委員会にて、委員の国旗掲揚を支持する発言中に所謂野次が飛び、これが「都旗はクレイジー又はストレンジだ!!」を意味する内容だったとのこと。もしこれが真実ならば、陳情者への誹謗中傷、罵詈雑言及び人格否定並びに人権侵害であり、公人又は全体の奉仕者たるに相応しくなき非行と規定される非違行為であり、極めて遺憾であり、甚だ心外であります。所謂嘘、大袈裟又は紛らわしい広告であることを祈らねばなりません。
- 11 区市町村議員及び職員に散見される悪癖としては、国家行政庁以上に都道府県に対する妙な意識があることです。
- 12 都道府県行政職の皆さんは、とてもとても良い方です。怖くはありません。決して、法令サイボーグではありません。我々と同じ人間です。くれぐれも、色眼鏡をかけてはなりません。区市町村行政の仲間であります。
- 13 また、人から聞いた話でも陳情者本人の経験でも総じて、国家行政庁、都道府県及び区市町村間で、行政機関の性能、職員採用試験の難易度及び行政職の能力において、特段優劣は認められません。
- 14 まして、市町村と同列にされる特別区は、それに反して実際は都の一機関なのだから、職員も東京都市町村職員ではなく東京都職員であり、そのような行政機関が都旗を拒絶するのは、他の市町村以上に違和感を覚えます。
- 15 地方公共団体職員、特に市区町村職員の方にこそ、行政職であることの自信と誇りを持って、国家行政庁及び都道府県と対等の立場で連携していただきたいのです。
- 16 同一地方公共団体の議員及び行政職同士にあっても、思想の違いを乗り越えて、連携していただきたいのです。